

知ろう学ぼう人権

11月12日～25日は

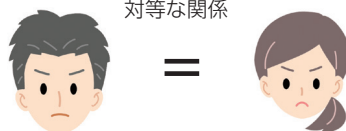
「女性に対する暴力をなくす運動期間」

「DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？」

DVは「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い言葉です。現代ではDVという言葉、ほとんどの人が知っているのではないだろうか。DVとケンカの違いは夫婦(パートナー)との関係が対等であるかどうかです。

ケンカ

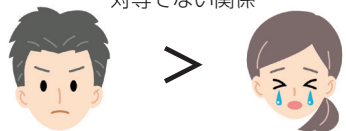
対等な関係



=

DV

対等でない関係



>

一方の「力」が大きくなり支配関係のようになるとケンカではなくDVになります。ではどのような行為がDVに当たるのでしょうか。

・身体的なもの…叩く、蹴る、引っ張る

・精神的なもの…無視する、傷つくことを言う

・経済的なもの…生活費を渡さない、デート代を全て払わせる

・社会的なもの…交友関係を制限する、服装・髪型を制限する

・性的なもの…性行為を強要する、嫌がっているのに触る

※DVの内容は一例です。

DVと聞くと夫婦間で起こる暴力のように感じる人もいるかもしれませんが、実際関係で起こる「デートDV」も近年増加しています。「SNSで異性と連絡することを制限する」「自らの意志ではなくデート代をおごらされる」などがあります。

またDV相談の件数は年々増加傾向にあり、男性のDV被害相談件数も増加しています。このような被害を減らすためには、配偶者や恋人と対等な関係を築くことが大切です。

悩んでいること、相談してください

3.1

交際相手と対等な関係を築くためには、お互いに相手の時間や意思を尊重し合うことが大切です。

DVにあつたら迷わずに、警察、配偶者暴力相談支援センター、地域の相談窓口などに相談してください。

藤井寺市では女性相談窓口を設置しています。女性が抱える悩みや困りごとなど様々なことを、女性相談員がお聞きします。秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

【相談先】

■女性相談窓口

☎939・1050 10時～12時、

13時～17時(毎週月・火・木曜日

※祝日・年末年始除く)予約制。

まずはお電話ください。

■藤井寺市人権悩みの相談室

☎939・1118 9時～12時、

13時～16時(木、日曜日除く)

【夜間特設電話相談】

11月14日(金)・21日(金) 18時～

21時

■ドーンセンター(女性の悩み電話相談) ☎06・6937・7800 火

～金曜日 16時～20時、土・日曜

日 10時～16時

■みんなの人権110番

☎0570・003・110 8時

30分～17時15分(土・日・祝日除く)

女性の人権問題はダイヤル1番

女性に対する暴力をなくす運動と児童虐待防止の啓発事業を行います。

●パネル展

女性に対する暴力と児童虐待への理解を深めるパネルを展示します。

日時 11月7日(金)～21日(金)

9時～17時30分

場所 市役所1階ロビー

●市役所庁舎8階ライトアップ

運動のシンボルカラーであるパープルとオレンジにライトアップを行います。

日時 11月12日(水)～25日(火)

17時～21時

場所 市役所庁舎